

令和4年度 森林資源利用促進事業 募集要領

香川県森林資源利用促進協議会

1 募集する事業の概要

(1) 事業の目的

香川県土の約半分を占める森林は、山地災害防止や水源涵養機能等の公益的な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する役割も果たしています。

森林から生産される木材を建築物等に利用することで、長期間にわたり炭素を貯蔵することができます。また、木材等の森林資源は、エネルギー源として使用しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有しています。

脱炭素社会の実現に向けて、県内の森林の適正な整備と、森林資源の循環利用の促進を図るため、その取組みに要する経費に対して補助を行います。

(2) 事業の内容

香川県の森林資源を有効活用する次の取組みを行う者に、予算の範囲内で実施に要する経費を補助します。

①カーボンニュートラル促進事業

森林資源の利用促進に必要な施設や設備、資機材の購入設置等に係る経費の外、県産木材の製品開発に係る経費を補助します。

(補助対象者) 市町、森林組合、建築・建設関係団体、木材産業関係団体、林業普及協会、NPO法人、ボランティア団体等

(補助金の額) 事業に要する経費の10/10以内
ただし、1件当たり上限200万円とします。

(事業の例) 公共施設等への薪ストーブの設置、薪保管施設の整備、薪製造機械の購入、県産木材の新製品開発（試作、制作用資機材購入、デザイン委託）など

②ウッドチェンジ啓発事業

木材利用拡大を図る普及啓発活動に必要な経費を補助します。

(補助対象者) 市町、森林組合、建築・建設関係団体、木材産業関係団体、林業普及協会、NPO法人、ボランティア団体等

(補助金の額) 事業に要する経費の10/10以内
ただし、1件当たり上限100万円とします。

(事業の例) 県産木材ベンチ・遊具等の制作・設置、森林資源利用促進イベントの開催、パンフレット・チラシの制作、森林林業教室、森林資源利用促進研修会等の開催など

③公共施設等県産木材利用補助事業

県産木材を使用して公共施設等の木造化、木質化を行う場合において、その県産木材購入に係る経費を補助します。

(補助対象者) 県、市町、公共的な施設を整備する事業者

(補助金の額) 事業に要する経費の10/10以内

ただし、1施設当たり上限200万円とします。

(3) 補助対象経費

費目名	内容	各事業の対象費目		
		①	②	③
賃金	アルバイト及び技能者等の賃金	○	○	
謝金	専門的知識の提供等に協力を得た指導者等の謝金	○	○	
旅費	アルバイト、技能者及び指導者等の旅費	○	○	
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等	○	○	
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等に要する経費		○	
施設整備費	製品の保管、展示等に係る施工費用、部材・部品費用、その他運搬等に要する経費	○		
委託料	資料作成、広告出稿料、コンサルタント等の委託料	○	○	
使用料・賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	○	○	
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費	○	○	
原材料費	公共施設等の木造化、木質化に係る県産木材の購入経費			○

※ ①：カーボンニュートラル促進事業

②：ウッドチェンジ啓発事業

③：公共施設等県産木材利用補助事業

2 応募の手続き

(1) 募集期間

4月中旬～5月下旬

(2) 提出書類

事業実施を希望される場合は、香川県森林資源利用促進協議会（事務局：香川県森林組合連合会）へ別添 様式1の「応募申請書」に別添 様式2の「事業計画書」、その他関係書類を添付して提出してください。

【応募書類の提出先・問合せ先】

香川県森林資源利用促進協議会事務局（香川県森林組合連合会内）担当：石川・大西
住 所 〒760-0008 香川県高松市中野町 23-2
電話番号 087-861-4352
受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

3 応募内容の審査

(1) 審査手順

募集期間内に提出のあった事業計画書等の内容について、次の審査基準に基づき厳正な審査を行い、その結果を受けて、予算の範囲内で補助対象事業の採択及び交付額を決定し、申請者にお知らせします。

(2) 審査基準

項 目	観 点
事業計画	(目 的) 森林資源の利用促進を目的としたものであるか。
	(内 容) 事業内容に無理がなく、年度内に実施可能なものであるか。
	(経 費) 事業に要する経費の積算が妥当であるか。
事業効果	(公益性) 事業内容が公益性の高いものであるか。
	(実効性) 事業内容が実効性の高いものであるか。
	(波及性) 森林資源の利用促進に寄与する程度が十分であるか。

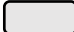
※ 審査項目の各観点について、3段階の評価（A：優れている、B：普通、C：劣っている）を行います。

4 その他

(1) 留意事項

- ・森林資源利用促進事業は、この要領によるほか、「森林資源利用促進補助金交付要綱」に基づき実施していただきます。
- ・要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。
- ・原則として、香川県森林資源利用促進協議会から補助金交付決定の通知を受けてからの着手となります。また、各年度2月末までに事業の完了検査を受ける必要があります。(公共施設等県産木材利用補助事業は、当該事業の対象となる箇所が、補助金交付決定の通知を受けてからの施工・設置となり、各年度2月末までに完了検査を受ける必要があります。)
- ・採択後、応募書類に虚偽の記載等があった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 採択後の手続きの流れ

 : 応募者が行う手続き



様式 1

年 月 日

香川県森林資源利用促進協議会長 殿

所在地
申請者

年度 森林資源利用促進事業 応募申請書

このことについて、次のとおり必要書類を添えて、応募します。

記

添付書類

- ① 事業計画書
- ② 所要額調書
- ③ 定款又は会則等の写し、構成員名簿等
- ④ その他関係書類

(注)事業主体が県、市町である場合は、添付書類のうち「③ 定款又は会則等の写し、構成員名簿等」は不要。

様式 2-1

事業計画書（カーボンニュートラル促進事業）

1	事業実施主体	申請者名			
		役職名・代表者名			
		所在地			
		担当者名		電話	
		メール		Fax	
2	実施場所				
3	事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
4	事業内容	区分	①施設・設備・資機材の購入設置 ②県産木材の製品開発		
		施設・製品等名			
		購入設置・ 開発の目的			
		施設・製品等 の概要 (構造・規格等、 製品開発の独自 性等)			
5	事業費	全体事業費	補助対象経費	負担区分	
				当該補助金	事業実施主体
		千円	千円	千円	千円

(添付資料) ①補助対象経費が確認できる見積書等

②実施場所の位置図、構造・規格等が分かるカタログ・図面等

所要額調書（カーボンニュートラル促進事業）

1 補助金所要額算出表

（単位：円）

区 分	金 額
総事業費	
補助対象経費	
補助金額	

2 収支予算書

（1）収入の部

区 分	金 額	内 訳
自主財源		
補助金収入予定額		
その他収入		
計		

（2）支出の部

区 分	金 額	内 訳
賃金		
謝金		
旅費		
需用費		
施設整備費		
委託料		
使用料・賃借料		
備品・資機材購入費		
計		

様式 2-2

事業計画書（ウッドチェンジ啓発事業）

1	事業実施主体	申請者名			
		役職名・代表者名			
		所在地			
		担当者名		電話	
		メール		Fax	
2	実施場所				
3	事業期間	年 月 日 ~		年 月 日	
4	事業内容	実施目的			
		対象者			
		推定来場者数			
		啓発活動の内容 (県産木材のPR方法、活動の独自性等)			
5	事業費	全体事業費	補助対象経費	負担区分	
				当該補助金	事業実施主体
		千円	千円	千円	千円

所要額調書（ウッドチェンジ啓発事業）

1 補助金所要額算出表

(単位：円)

区 分	金 額
総事業費	
補助対象経費	
補助金額	

2 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	金 額	内 訳
自主財源		
補助金収入予定額		
その他収入		
計		

(2) 支出の部

区 分	金 額	内 訳
賃金		
謝金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料・賃借料		
備品・資機材購入費		
計		

様式 2-3

事業計画書（公共施設等県産木材利用補助事業）

1	事業実施主体	申請者名				
		役職名・代表者名				
		所在地				
		担当者名		電話		
		メール		Fax		
2	施工者			電話		
3	県産木材の 供給者			電話		
				電話		
4	実施場所					
5	事業期間	年 月 日 ~		年 月 日		
6	事業内容 (整備する 施設の概要)	区分	①木造施設建設 ②木質化 ③木製備品等設置（①又は②と同時に行う場合のみ）			
		施設名				
		施設の目的				
		対象者				
		認証木材等 使用箇所				
		その他 (県産木材の P R 方法、施設の 独自性等)				
7	構造・階数	造 一部 造		地上	階/地下 階	
8	建築面積	m ²		延床面積	m ²	
9	認証木材等 使用量	構造材等	m ³	内装材等	m ³	
10	認証木材等 購入経費	構造材等	千円	内装材等	千円	
		合 計	千円			
11	事業費	全体事業費	補助対象経費	負担区分		
				当該補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	千円	

(添付資料) ①補助対象経費が確認できる設計書等

②実施場所の位置図、事業内容が分かる図面等

③木材使用量が確認できる木拾い表等

④建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し(ただし、事業計画書提出時に建築確認申請中、又は建築確認申請予定で、建築確認済証の交付が確実と見込まれる場合は、建築確認申請書の写しを提出し、交付申請書又は実績報告書に建築確認済証の写しを添付すること。)

所要額調書（公共施設等県産木材利用補助事業）

1 補助金所要額算出表

（単位：円）

区 分	金 額
総事業費	
補助対象経費	
補助金額	

2 収支予算書

（1）収入の部

区 分	金 額	内 訳
自主財源		
補助金収入予定額		
その他収入		
計		

（2）支出の部

区 分	金 額	内 訳
事業費		
計		

【参考】事業実績書（公共施設等県産木材利用補助事業）に添付する資料（伐採及び伐採後の造林届出書等）の例

区 分 (使用した木材が生産された森林)		資 料	
民有林	普通林	森林経営計画の対象森林	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画認定書及び森林経営計画書 ・森林経営計画に係る伐採等の届出書
		森林経営計画の対象森林以外	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採及び伐採後の造林の届出書 ・適合通知書
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・林地開発許可書 ・伐採行為の根拠法令又は処分に係る資料
	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書 ・保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書 ・保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書または受理通知 	
国有林		<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理署等と交わした売買契約書等 	